

令和5年度第1回宮崎県立図書館協議会議事録

期 日	令和5年8月4日（金）午後2時から午後4時まで	
場 所	宮崎県立図書館2階研修ホール	
出席者	委員	議 長：根岸裕孝委員 副議長：山下町子委員 委 員：山崎俊一委員、満園真由美委員、今西猛委員、 久保田順司委員、坂下実千代委員、鳥海美幸委員 計8名
	生涯学習課	佐藤副主幹、日高社会教育主事
	図書館職員 （事務局）	平山館長、日高副館長、 野中総務・企画課長、清家情報提供課長、 瀬之口総務担当主幹、大木企画担当主幹、 佐藤資料管理担当主幹、赤澤普及支援担当主幹、 小山郷土情報担当主幹、重山情報提供担当主幹
	傍聴者	2名
会 議 内 容	1 開 会 2 館長あいさつ 3 委員・職員紹介 4 日程説明 5 議 事 (1) 報告事項 ① 宮崎県立図書館の現状について ② 図書館評価について ③ その他 (2) その他 6 閉 会	
記録	総務・企画課	

上記会議内容に沿って進行し、このうち議事において、報告事項及びその他に関して事務局から説明を行い、次のような質疑応答と意見交換が行われた。

<宮崎県立図書館の現状について>

【委員】

これまで新型コロナの影響を大きく受けていたが、令和5年度になってからの入館者数等の状況の変化はどうなっているか。

【事務局】

昨年度より入館者数は増えているものの、貸出冊数は減少傾向にあって対照的な状況にある。

【委員】

宮崎県史等のデジタル化について、どのような資料をデジタル化し、今後どのように活用していこうと考えているか。

【事務局】

故・小林邦雄氏が収集しその御家族から寄贈を受けた若山牧水の遺墨をデジタル化してホームページ上で公開することを計画している。

また、宮崎県史の一部の通史編等について、今年度に著作権処理を行った上で次年度にデジタル化してホームページに公開し、県民が閲覧できるようにする計画である。

【委員】

館内の各担当ごとに司書の有資格職員は何名いるか。

【事務局】

正職員については、資料管理担当が2名、情報提供担当が4名、情報提供課長1名及び副館長1名である。

【委員】

県立図書館のミッションである県民の一生の学びを支えるという点について、読書県みやぎきの推進と合わせ、どのようにして実現しようと考えているか。

子どもたちが電子タブレットを使って勉強する時代になり、本はもう要らないのではないかとの声も聞かれる中で、運動やトレーニングで体をつくるように読書で脳を育てるという意識を広め、子どもたちにとっての読書の重要性や必要性をアピールしていくことが必要と考えているが、県立図書館の思いはどうか。

【事務局】

インターネットやスマートフォンの普及により電子媒体で様々な情報を簡単に得られるようになり、本を読む機会が減って読書離れが進んでいると言われている。読書は人の心を豊かにし、感性を育んだり学びを助けるなど大きなメリットがあるため、小さい頃から読み聞かせなどによって本に親しむ習慣をつくり、読書が生活の一部になるような取組を進めていきたいと考えている。

また、小中学生に対しては読書によって知識や感動を得ることの楽しみを体験できる場を提供するなど、県の生涯読書活動推進計画に示されている考え方に沿って、県民のライフステージに応じた施策を講じるほか、障がいを持った方などあらゆる人々の読書環境を整えるなど、学校や地域、職場を含めて読書活動を推進していくこととしている。

今後どのようにして本を読んでもらうかについては、電子媒体を使うことに慣れている子どもたちに対して電子書籍サービスを普及させることも一つであるが、手でページをめくることができるなど紙の本が持つ良さも大事にし、また、例えば映画を観てその原書に触れるなどメディアミックスによって読書からも感動を味わうといったように、様々な面から本に親しめるような取組を行いながら、それを我々大人が子どもたちに伝えていかなければならないと考えている。

【委員】

今説明のあった本に親しむための取組は、県の生涯読書活動推進計画に示されている「子どもたちの『生きる力』の向上」にもつながると考える。

昨年度の協議会で、小学生を対象としたサービスの充実や読書PRを継続していくほか、図書館の利用が少ない中高生への取組の充実が課題であるとの説明を受けているが、この夏休みにおいても特に中高生向けのイベントなど読書推進の取組が見当たらないように思われる。電子書籍サービスの導入も将来的には有効な方法と考えるが、現時点ではどのような取組を行っているか。

【事務局】

中高生向けとしては、閲覧室の青少年コーナーにおいて、興味を持って参加しやすいように、紹介した本の中から気になった本のページをゲーム感覚でめくり、本への関心を高めてもらえるような事業を実施しているところである。

また、館内や市町村立図書館等の職員に対して研修事業を行っている。去る7月24日にはブックトークの進め方等に関する実践型の研修を実施し、館内だけでなく県内各館での取組のきっかけづくりに努めている。

【事務局】

関係機関と連動した情報発信としてギャラリー展を実施している中で、夏休み期間中の現在は県農政水産部と連携して県内の農畜産業や水産業についての展示を行っている。小学生でも理解できる内容になっている。

このほかにも、県総合博物館で現在開かれている特別展と連携した展示を閲覧室内で行うなど、小学生が興味を持って図書館で過ごすことができ、読書につなげてもらえるような工夫をしているところである。

【委員】

市町村立図書館等への資料の貸出状況について、過去5年を遡ってどのような傾向が見られるか。

【事務局】

マイラインは、コロナ禍以前は年間7千冊以上の利用があったが、コロナ禍においては減少し、過去2年では5千冊程度にとどまっている。一方、貸出図書を定期配送するやまびこ文庫による町村支援は、1万冊前後で推移している。また、町村立図書館等や学校にセット組した資料を貸し出すセット文庫については、コロナ禍による各学校の需要の変化もあり、4千冊前後の利用があったものが過去2年では3千冊を下回る状況である。

このような様々な形態で遠隔地等へ貸し出すことで、県内一円に当館の資料を配送し、有効に利用していただいているところである。

【委員】

マイラインを利用することで、県立図書館に行かなくても市町村立図書館等を窓口として県立図書館の本を借りることができるが、実際にどのくらいの日数で届けられるのか。反対に、市町村立図書館等の本を県立図書館で借りることはできるか。

【事務局】

本日の午前に予約があれば、その午後に発送して次の日には届く。午後の予約があれば翌日には発送して2日後には届く仕組みで、貸出期間は通常の貸出より長い30日としている。

【事務局】

市町村立図書館等から県立図書館に貸し出す仕組みとしては、相互貸借がある。

【委員】

概して利用冊数が減っている状況で、コロナ禍の影響があったものと理解されるが、今後に向けては利用拡大のための普及啓発に取り組む余地があると思われる。

【委員】

図書館の図書館という役割がある中で、県立図書館の所蔵スペースが厳しくなっているという課題が出てきている。このことは市町村立図書館等にも影響を与えるものと考えられる。所蔵スペースの確保について県の関係機関への働きかけが必要と考えられるが、どのような見通しになっているか。

【事務局】

図書館の資料を保管するスペースがなくなってきていることについては、これまでも懸案となっており、館の中に物理的なスペースを確保するため、視聴覚演習室を書庫として

利用するなどの対策をとってきたところである。

建物自体は88年の耐用年数があり、まだあと50年以上はある。現在の収蔵が83万冊あることに加えて毎年1万4千冊程度が増え続けている状況にあり、50年では単純に70万冊増える計算で、とてもではないが保管することはできない。解決策の一つとして外に書庫を増設する案もあるが、多額の経費が見込まれるため、財政課をはじめとする関係機関に状況を説明しながら、どのように進めていくか整理していくこととしている。また、その際には当協議会委員の理解や支援、助言をいただきたいと考えている。

【委員】

収蔵スペースの不足について、同様の課題を抱えている他県や他館で対応が進んでいるところの情報はあるか。

【事務局】

県内の市町村立図書館等でも収蔵スペースの問題はあり、資料の除籍を進めたり、古本市を開催して引き取り手に譲ったりといった対応をしていると聞いている。また、ほかの県では老朽化による建替を行って実際に書庫を増設したケースもある。

当館の場合、現在の建物ができた昭和63年時点での84万冊の収蔵能力に対して当時の収蔵は35万冊程度で、2.5倍近くの収蔵能力を有していたが、それから35年が経過した現在はほぼいっぱいとなっており、さらには耐用年数が残る今後も見込んでスペースの問題をどう解決していくかは、大きな課題となっている。

この懸案に絡めて電子書籍サービスの導入という議論も出てくるが、電子化すれば直ちに紙の本は不要となるわけではなく、電子書籍と紙の本との兼ね合いも検討すべき課題となる。

【委員】

市町村立図書館側としては、自館の運営において県立図書館の動向に影響されることが少なくない。市町村も収蔵スペースについては県立図書館と同じ事情を抱えており、例えば、県立図書館に所蔵があるかどうかを除籍基準として資料の処分を判断している。その点では、県立図書館の収蔵能力に左右されるところが大きいと言えるため、市町村立図書館のためにも、書庫増設等による収蔵スペースの確保に向けてぜひ尽力してもらいたい。

【事務局】

所蔵に関しては、県立図書館においても、国立国会図書館に所蔵があればそれが貸出利用できるのでそういった資料はなくしてもいいのではないかという議論がある。ただ、県民が当館の資料を利用するのと国立国会図書館の資料を取り寄せるのとでは、手間やかかる日数も違うため、当館で収集した資料はできる限り保存していくべきと考えている。

そこで例えば、複数購入した本で1冊あれば十分なものは除籍をするなど除籍については慎重に進めるほか、デジタル資料の活用などいろいろと工夫し、利用したい資料にアクセスできてすぐに利用できるような県民サービスを考える必要がある。様々な意見をいただきながら、市町村立図書館等とも連携して取り組んでいきたいと考えている。

<図書館評価について>

【委員】

東臼杵地区の貸出利用割合が比較的高く、その理由としてやまびこ文庫の利用が多いことが挙げられる。私自身も、子どもの頃は県立図書館の移動図書館車「やまびこ」が来ると楽しみにわくわくしていた経験がある。現在は物流での配送になっているが、県内は書店も少ない中で、移動図書館車の本棚に並んだ本をリアルに手に取って選べるような機会が戻ればありがたく、読書の普及にも効果があるのではないかと考える。

マイライン自体は利用者にとって非常に便利なサービスではあるが、そのマイラインの普及が目標に達しなかったことについては、マイラインという名称が馴染まず、名称からではどんなサービスなのか分かりにくいことも原因としてあるのではないかと。「出前県立図書館」「県立図書館デリバリー」など伝わりやすい名称に変えられないか。

収蔵スペースの問題では、現在の蔵書冊数を見てももう時間的に猶予がない状況になってきていると思われる。市町村立図書館等の蔵書にも影響する問題と捉え、県内図書館の拠点としての役割を担うために増設や建て替えが必要であるという説明を尽くすことで理解が得られやすくなるのではないかと。

【事務局】

移動図書館車の復活は難しい。移動図書館車による配送に代わって現在のやまびこ文庫の事業を実施している。移動図書館車は車両を維持管理するための経費や運転等の人員を確保する必要がある。

マイラインの名称については、すでに市町村立図書館等では定着していると思われるが、長年にわたってメディア等による周知に努めている一方で、一般県民においては知名度が決して高くはないとの印象がある。より親しみやすい名称に変えることで利用の推進を図ることもできると考えられる。

【事務局】

建物の建て替えについては、当館の耐用年数がまだ長く残存しているという問題のほか、博物館や県立学校など老朽化施設がほかにある点も考慮しなければならない。県の施設整備に関する計画や優先順位における位置付けがどうなっていくか、所蔵スペースの確保にどれだけの財政措置が得られるかについて協議を重ねていく必要がある。そのためにも、当館としては図書館の利用促進を図るとともに、資料を収集保存していく役割の重要性を理解してもらうための努力を続けたい。

移動図書館車については、昭和29年から平成28年までの長い年月を車両を更新しながら継続した事業で、車両の維持や人員にかかるコストの問題もあって廃止に至っており、これを元に戻すにはかなりハードルが高い。子どもたちが移動図書館車を楽しみにしている様子も想像され、現在も移動図書館車を運用している市町村図書館には、次の車両更新が非常に厳しいといった声を聞くが、ぜひ継続していただきたいと願う。

マイラインについては、「ライン」という言葉の響きがインターネットの回線をイメージさせ、確かにどういうサービスかが分かりにくいという意見も理解できる。いいアイデアや提案があれば検討していきたい。

【事務局】

移動図書館車を廃止し、やまびこ文庫という配送システムに変えたことで、廃止前よりも本を届ける回数が多くなり冊数も増えたことに加え、県立図書館の職員が直接訪問して市町村との情報交換やニーズの把握などを行うことができるようになった。移動図書館車の廃止をきっかけに補強された面があることも理解いただければと考える。

【委員】

移動図書館車の復活・存続は費用や人員確保の面から現実的でないこと、廃止したことで新たな取組の強化につながっていることが理解できた。民間での運営やサービスができないかも含めて可能性を考えてみたい。

マイラインの名称については、思い切って県民公募を実施するとマイラインシステム自体のPRにもなるのではないかとと思われる。

【委員】

令和4年度から新たにInstagramによる情報発信が開始となり、私も日常的に閲覧している。投稿数も多く、内容も豊富で頑張っている様子が見受けられるが、もうひとつ「映え」の要素が足りない印象である。写真や文章を工夫し、より関心を寄せられる内容になるようお願いしたい。

ビジネス分野のパスファインダーの更新ができていないことに関連して、せっかくビジネス分野の資料が整っているにもかかわらず、身の回りにいる企業者や実業者が県立図書館でそういった資料を利用できることを知らなかったりする。ビジネスマンの多くは本を好み、読書への関心も高い傾向にあるため、ビジネスマンに向けた働きかけやイベントを打つのが効果的ではないかとと思われる。

【委員】

ホームページでのレファレンスサービスをときどき利用している。内容が詳しくて丁寧でありがたく使っているが、利用数が全国でも低迷している状況にある。その原因の一つとして、ホームページ上の利用申込の操作が煩わしいことがあるのではないかと。利用申込メールを県立図書館に送信するには、一度画面を出てメールアプリを起動しなくてはならず、画面に表示される窓口用メールアドレスをクリックすることで、そのまますぐに利用申込メールを送信できるようになれば利便が向上するが、改修はできないか。

【事務局】

ホームページの運用については日頃から職員やご利用の方からの意見をうかがい、誰もが支障なく利用できて図書館の情報を得られるよう改修や更新に努めている。御指摘の件についても、詳しく検証を要するものの技術的には可能かと思われるため、調査検討を行

うことにしたい。

【委員】

現在のマイラインサービスは平成28年度から開始されているが、それまでの配送サービスは本が届くまでに日数を要し、不便で借りにくいものであった。それだけに現在のマイラインが整備されたことは市町村立図書館等にとって大きな支援につながっている。マイラインについて、市町村の利用率や貸出冊数といった量への評価もさることながら、質にも目を向けたい。

また、市町村立図書館等では、自館で提供したくても所蔵がなく、しかも絶版で購入できない本や高価で購入が難しい本、購入できたとしてもそれが届くのが遅く利用者を待たせてしまう本については県立図書館や他館から借りるという方針を設けている図書館が多く、そのことがマイラインの利用を抑制する方向に働いているのかもしれない。

いずれにせよ市町村立図書館等側の責務として県立図書館の本が届くマイラインサービスをもっと住民に周知していかなければならないと感じている。その意味でも県立図書館の今の頑張りを評価したい。

【委員】

市町村立図書館等では高価な本の購入が難しい状況である。県立図書館の役割として市町村での購入が難しい本の選書に努めているとのことであるが、そのような参考図書は県立図書館の所蔵に頼らざるを得ないにもかかわらずほぼ貸出禁止になっており、市町村は借りられない。来館者に優先して提供するための措置であることも理解はできるが、何か基準を作るなど見直しを行い、貸出禁止を緩めてもらうことはできないか。

【事務局】

そのような要望については、これまでに他館からも受けたことがあり、何らかの形で対応ができないか館内で検討しているところである。

【委員】

評価結果の感想を述べると、評価Cの項目については原因分析の丁寧な説明があり、どのような状況かを理解できた。そのほかの項目は、それぞれ少なくとも一定の効果があったことが察せられ、県立図書館の職員の努力の成果が表れていると思われる。

司書の資格取得者も決して多くはなく、その条件下での頑張りがうかがわれるが、司書などの資格取得の推進と研修の充実をさらに進めてもらいたい。そのようなしっかりとした体制のもとで自館の直接サービスや市町村立図書館等への後方支援に力を注いでほしいと考える。

収蔵スペースの課題は、何年も前から長く検討されてきていることと思われる。予算的な問題も絡み、解決に向けては時間がかかるが、県立図書館が持つ図書館の図書館というゆるぎない役割を果たすためにも、図書館協議会も力になれるよう応援していきたい。

【委員】

要請訪問や研修、マイラインの広報活動などの取組により、学校図書館と県立図書館との垣根が取れて身近に感じられるようになったという話を、学校図書館の先生方から聞いているが、本校から出た意見を紹介すると、学校図書館においてどの資料を保存し処分するかに困っており、そのようなことに関する指導助言を県立図書館に求めたいが、相談する窓口がどこか分からないということであった。相談支援の窓口をはっきりさせることが必要かと考える。

電子書籍の導入については、県立図書館の役割を踏まえて市町村とは異なる方向で検討するということであるが、宮崎市立図書館では貸出カードを持っている児童生徒は電子書籍を閲覧できる仕組みになっているのに対して、それと重複しない棲み分けの仕組みをどう考えているか。

【事務局】

県立学校の要請訪問については、周知のしかたを変えて、窓口が当館の普及支援担当であることなど必要な情報が分かるように工夫したい。

【事務局】

電子書籍についてはどのような形で導入できるかを検討している段階であり、まだ具体化できていない。全国的には都道府県立で19館が実施している状況で、それらの実施館では民間の電子書籍サービス業者と契約し、その業者が提供する電子書籍のデータにアクセスして利用するという形態になっており、貸出カードを持っている利用者がアクセスできる仕組みになっている。こうした電子書籍サービスと合わせて、独自に所蔵している郷土資料などを電子化したものやデジタルアーカイブをオンラインで提供するなど電子図書館としての機能の充実を図っていきたいと考えている。

<その他>

【委員】

収蔵能力についてはもう待った無しという印象を持った。図書館だけの工夫で解決できる問題ではなく、ユーザーの利便性を確保しながらも、予算を投じたハード的な対策を講じる必要があると考えられる。